

平成25年3月28日

「中小企業金融円滑化法」の期限到来後の対応方針について

平成25年3月末で「中小企業金融円滑化法」(以下、「円滑化法」という)の期限が到来しますが、円滑化法の期限到来後においても、お客さまの資金需要や返済条件の見直しなどのご要望に対しては、円滑化法の精神に則り、引続き、積極的に取り組んでまいります。

1. 対応方針

当行は、円滑化法施行の有無にかかわらず、従来より、お客さまからの返済条件変更のご要望に対しては、真摯かつ誠実に可能な限り対応しており、期限到来後においても、引続き、お客さまの状況をきめ細かく把握し、関係機関と緊密な連携を図りながら、返済条件の見直しや円滑な資金供給に努めてまいります。

また、単なる金融支援にとどまらず、お客さまの経営実態に応じて、経営改善に向けた積極的な支援をおこない、特にお客さまからのご要望がある場合は、事業に関する経営全般のニーズに則した最適なソリューションをご提案させていただくなど、外部専門機関等の活用も含め、積極的なコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

2. 金融円滑化に関する基本方針

当行ホームページに公開している「[金融円滑化に関する基本方針](#)」をご覧ください。

3. 金融円滑化に関するお問い合わせ

当行ホームページに公開している「[金融円滑化相談窓口](#)」をご覧ください。

以上